

[事案 29-232] 新契約無効請求

・平成 30 年 5 月 25 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-231] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

契約時、募集人から、払済保険に変更した場合も解約返戻金額が払込保険料累計額を下回ることはない旨の誤説明を受けたことを理由に、本契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 4 月に契約した低解約返戻金型終身保険について、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約時、数年以内に勤務先を退職する見込みなので、払済保険に変更する予定である旨を、自分と配偶者から募集人に対して伝えた。
- (2) (1) に関し、募集人に対して、保険料の払込みが困難な場合には払済保険に変更すれば、変更前と同じ予定利率で運用され続けることで元本割れをすることがないかどうか質問したところ、募集人から、元本割れすることはないという趣旨の回答があった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人やその配偶者から、払済制度を利用する意向があることを伝えられていない。したがって、同制度に基づく解約返戻金の推移を説明したことはない。
- (2) 本契約は低解約返戻金型なので、払済制度を利用すると返戻率が低くなるため、申立人の退職見込みにかかわらず、継続を前提とした勧誘をした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および申立人配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、申立人ないし申立人配偶者が募集人に払済保険に変更する予定である旨を伝えたとは認められず、募集人が払済保険に変更した場合も解約返戻金額が払込保険料累計額を下回ることがない旨の誤説明をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。